

令和 4 年 7 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 7 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 33 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可取消願について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 5 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（12 名）

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	10 番 深 澤 良 朗
11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（1 名）

9 番 田 村 範 行

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 福 島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 7 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、「9 番 田村 範行 委員」でございます。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在

の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和4年7月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和4年7月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「10番：深澤 良朗 委員」と「11番：星野 邦夫 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

会 長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番、番号2番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。こちらにつきましては、議案第5号番号3番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりまして、よろしく願いいたします。

番号2番。現在、東京都に住んでいますが、申請地を買い受け、農地を有効利用したく申請するもの。この案件は、6月の総会で審議頂きました、空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準の該当農地です。このため、当事者の経営状況は無しとなっております。

以上1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 8番、金子です。東町は隣の桐生市黒保根町と比べて、10年も空き家対策が遅れております。人口減少対策として積極的に今後はこの制度を活用してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 その他に質疑がある方はいらっしゃいますか。

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長 日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。現在、市内に居住していますが、土地を売却する予定のため、自己の住宅を建築したく申請するもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

会 長 番号1番の案件について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、大澤です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交差する〇〇〇の信号から北に150メートル進みます。〇〇前を西へ100メートルほど進んだ突き当たりの北側にあります。周辺は住宅が連ねており、宅地用地としての整備が進んでおります。問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号1番。諸事情により事業計画を断念したため、取消を願い出るもの。令和4年2月25日許可。
以上1件の審議について、よろしくお願いたします。

番号1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長 日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：当初計画者(申請人)、承継者、土地の表示等の説明)
番号1番。令和3年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずに行ったところ、妻との連名で住宅を建築したいとの要望があり、計画を変更するもの。令和3年11月25日5条許可、全部承継。
以上、1件の審議につきまして、よろしくお願いたします。

番号1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

会 長 なお、現地調査につきましては、令和3年11月の5条申請時に説明しておりますので、ここでは説明を省略したいと思います。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

議案第5号

会 長 日程第5議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号8番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号1番。現在、市内にて借家生活をしていますが、小学校に近く住宅地として適した申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用土地改良区第6工区。
番号2番。現在、市内にて生活していますが、申請地を譲り受け、敷地拡張したく申請するもの。久宮 531-47 畑 462 m²と一体利用。
番号3番。この案件は、議案第1号番号1番との同時申請でありますので、1ページの番号1番をご覧ください。
番号1番。営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため申請するもの。農地法第5条同時申請。
5ページ、議案第5号番号3番をご覧ください。
番号3番。設定人が代表を務める法人ですが、許可の更新時期となるため、申請地を借り受け、引き続き営農型太陽光発電設備用地として利用したく申請するもの。大間々用土地改良区第11工区。一時転用 R4.7.25～R7.7.24。農地法第3条同時申請。
以上、4件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長 番号1番の案件について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いするところですが、本日欠席ですので、現地確認を行った7番清水委員よりご説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の3番をご覧ください。〇〇線を南下します。〇〇を東に入

ります。〇〇からは南東の位置にあります。北側には〇〇があります。現地は分譲してありまして 100 坪くらいの土地です。西側と東側には住宅が建っております。慎重審議をよろしくお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

9 番推進委員 9 番小林です。申請地は道路と面していないようですが、住宅を建てられるのでしょうか。

事 務 局 申請地の北側隣接地について、公図上は畑となっておりますが、現況は私道となっております。そのため、おそらく地目は道路に変更していると思われれます。申請地は申請者が所有する私道に面していることから、住宅が建てられるということになります。

会 長 その他に質問がある方はいますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長 番号 2 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 4 番をご覧ください。〇〇の信号を西に 1 キロメートルほど向かうと、バイパスに当たります。バイパスを過ぎて 100 メートルほど西へ向かうと〇〇があります。そこを 200 メートルほど北上した左手側が申請地となります。車 3 台ほどの面積です。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満

でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に現実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第1号番号1番、番号3番

会 長 議案第1号番号1番及び番号3番の案件ですが、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の5番をご覧ください。さきほどの〇〇の信号から西に向かったところの土地から、さらに500メートルほど向かったところを左折します。〇〇の北側が申請地です。太陽光があつて下にはミョウガが生えている状況でした。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。議案第1号番号1番及び番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 8番、金子です。議案第1号番号1番について、三点確認したいです。一つ目、区分地上権の設定ということで、分筆は不要という解釈で間違いないでしょうか。二つ目、なぜ転用ではなく一時転用なのでしょう。三つ目、税金対策なのでしょう。

事務局 区分地上権について、分筆の必要はございません。また申請地につきましては、青地となりますので、現状では転用申請は受け付けられません。そういった農地を有効利用するという考えから、一時転用で申請を受け付けております。税金対策については、分かりかねます。

- 会 長 他に質問がある方はいらっしゃいますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、議案第 1 号番号 1 番及び番号 3 番について採決をいたします。議案第 1 号番号 1 番及び番号 3 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 1 号番号 1 番及び番号 3 番の申請は可決いたします。
- 事務局 6 ページの番号 4 番から番号 8 番を説明します。
番号 4 番から番号 8 番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号 4 番。現在、市内の借家にて生活していますが、職場にも近く閑静な住宅地である申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
番号 5 番。現在、申請地近くで建材業を営む会社ですが、鹿地内で砂利採取を行っていることから、表土及び掘削残土の置場が必要になり、申請地を借り受け、資材置場として利用したく申請するもの。一時転用期間 R4. 7. 31～R4. 10. 25。鹿 2850-3 山林 551 m²と一体利用。
番号 6 番。介護保険法に基づく高齢者のための施設を建設するため、申請地を借り受け、通所介護施設を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 12 工区。
番号 7 番。現在、市内にて生活していますが、申請地を買い受け、敷地拡張したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 11 工区。鹿 4712-2 宅地 130. 28 m²外 2 筆計 307. 43 m²と一体利用。
番号 8 番。日当たりが良く、太陽光発電に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。
以上、5 件の審議について、よろしく願いいたします。
- 番号 4 番
- 会 長 番号 4 番の案件について、笠懸 8 区の担当委員よりご説明をお願いします。
- 3 番委員 3 番、石原です。地図の 6 番をご覧ください。〇〇線の西側の通りです。〇〇が行われるところです。〇〇から北に 200 メートルほどいった道の端です。問題ないと思いますが、慎重審議をお願いします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

会 長 番号5番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の7番をご覧ください。〇〇の北側の斜面です。普段人も車も通らないところですので、資材置場としては何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

会 長 番号6番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の8番をご覧ください。申請地は〇〇の信号を〇〇の北東へ30メートルほど直進します。〇〇というラーメン屋を左折します。400メートルほど先に〇〇がございます。その手前20メートルの右側が申請地となります。周囲は宅地に囲まれておりまして、隣接する畑には説明済みです。問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

番号7番

会 長 番号7番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の9番をご覧ください。申請地は〇〇の東側の〇〇を700メートルほど南下して、左手側が申請地です。〇〇の北側となります。周囲は宅地のため問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

番号8番

会 長 番号8番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、岩崎です。地図の10番をご覧ください。〇〇を左折して400～500メートル進むと、T字路があります。山の方へ上っていくと、〇〇があります。そのすぐ道を挟んで南側が申請地です。申請地に隣接する南側の土地は太陽光発電施設が設置してあります。太陽光発電以外に利用するのは難しい土地となっております。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番 委 員 8番、関口です。転用面積が1,583㎡ということで、土地開発事業指導要綱に該当しないのでしょうか。

事 務 局 太陽光の設置面積は951㎡となり、1,000㎡に満たないので、土地開発事業指導要綱には該当しません。担当課である建築指導課に確認しております。太陽光発電施設設置面積以外の転用地の土地は法面となります。農地の有効利用の観点から、遊休農地を作らないために、法面も含んで転用面積としております。太陽光発電施設の設置面積が1,000㎡を越えるか否かが、土地開発事業指導要綱に該当するか否かの基準となります。

8 番 委 員 以前に転用面積が1,000㎡を超えると土地開発事業指導要綱に該当すると聞いた覚えがあります。昨年もその様なケースが東町においてございました。極端な話、転用面積が3,000㎡も4,000㎡もあっても、太陽光発電施設の設置面積が1,000㎡を超えなければ、土地開発事業指導要綱に該当しないということでしょうか。

事 務 局 転用面積は、農地を有効利用する為に必要な面積のみとなりますので、利用目的の伴わない農地についての転用は、基本的に認められません。ご指摘の様なケースの場合、分筆して頂き、必要最低限の面積のみ転用して頂くこととなります。過去のケースについては、再度確認した上で、次回の総会でご説明します。

会 長 その他にご質問がございますでしょうか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

事 務 局 7ページの番号8番を説明します。次のとおり、農地法第5条の規定による許可可申請があったので、意見の決定を求める。
番号9番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号9番。現在、桐生市内にて小売業を営んでいますが、生鮮を加工する作業室が手狭になってきたため、申請地を買い受け、工場を建築したく申請するもの。
みどり市土地開発事業指導要綱該当。
以上、1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号9番

- 会 長 番号9番の案件について、笠懸6区の担当委員よりご説明をお願いします。
- 7番委員 7番、清水です。地図の11番をご覧ください。〇〇の信号を大間々方面から下って右折します。1つめの信号の角に〇〇があります。その斜向かいが申請地です。現在は桑畑となっております。下水の開通の有無は確認していないので、事務局にて確認して頂ければと思います。慎重審議をお願いします。
- 事務局 確認したところ、下水は通っておりませんでした。そのため雨水雑排水については、地下浸透で地面にしみ込ませることになります。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。
- 10番委員 10番深澤です。確認ですが、除外してから開発行為という流れになろうと思いますが、その時期はいつ頃になりますか。
- 事務局 番号9番につきましては、青地ではなく白地となっております。そのため除外の必要がなく、すでに農地転用が可能な土地となります。
- 会 長 その他に質問ございますでしょうか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

議案第6号

- 会 長 日程第6議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 今回は再設定が14件ございます。
(議案書、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)
再設定14件の地積合計は、19,950㎡となります。
以上14件の審議について、よろしくお願ひいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号14番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号14番について採決をいたします。番号1番から番号14番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番、番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番は可決いたします。
- 会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年7月度農業委員会を閉会します。
- 閉会時刻 令和4年7月25日 午後2時33分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

10 番委員

.....

11 番委員

.....